

檀原市放課後児童クラブ運営協議会「超過利用料」
並びに「時間外利用」等に係る細則

令和元年7月6日決定

(趣旨)

第1条 この細則は、檀原市放課後児童クラブ運営協議会利用規約(以下「規約」という)第8条に規定する超過利用料(以下「超過利用料」という)並びに規約第12条に規定する「利用時間の厳守」等について必要な事項を定めるものとする。

(超過利用料)

第2条 「超過利用料」とは、放課後児童クラブを利用している児童の保護者(以下「利用者」という。)が利用の承認を受けた時刻を超えて放課後児童クラブの開設時間が終了する時刻(以下「閉所時刻」という。)までに、当該児童を迎えにきた場合の利用料を指すものとし、その利用料は規約第8条に定めるとおりとする。

(時間外利用)

第3条 閉所時刻を超え午後7時30分までの利用は、「時間外利用」とし利用料は750円とする。

(時間外利用時刻を超えての利用)

第4条 午後7時30分を超えての利用は、檀原市放課後児童クラブ運営協議会規約第3条に規定する放課後児童健全育成事業の趣旨及び児童福祉の観点から認めないものとする。

(是正措置)

第5条 1年度内において「時間外利用」並びに「時間外利用時刻を超えての利用」があった利用者に対しては、その回数に応じて委員長は次の各号のとおり措置を行う。なお、「時間外利用」の場合も「時間外利用時刻を超えての利用」の場合も「入所不承諾(入所承諾取り消し)」の注意喚起を経ずして「入所不承諾(入所承諾取り消し)」の措置は行わない。

1) 時間外利用

時間外利用が1回目、2回目、3回目の利用者に対しては、口頭による嚴重注意とする。

時間外利用が4回目の利用者に対しては、文書による是正を求める。

時間外利用が5回目の利用者に対しては、文書による「入所不承諾(入所承諾取り消し)」の注意喚起を行う。

時間外利用が6回目の利用者に対しては、「入所不承諾(入所承諾取り消し)」の措置を行う。

2) 時間外利用時刻を超えての利用

時間外利用時刻を超えての利用が、1回目の利用者に対しては「入所不承諾(入所承諾取り消し)」の注意喚起を行う。

時間外利用時刻を超えての利用が、2回目の利用者に対しては「入所不承諾(入所承諾取り消し)」の措置を行う。

(災害等による除外)

第6条 災害等により、利用者が通常以上の交通時間を要した場合等については、「時間外利用」並びに「時間外利用時刻を超えての利用」の回数から除外する。ただし、超過利用料及び時間外利用料は徴収する。

附則

この細則は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この細則は、令和 7年 1月 1日から施行する。